

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省26-39)

施策目標		39 離島等の振興を図る					担当部局名	国土政策局		作成責任者名	離島振興課長(課長 吉田 幸三) 特別地域振興官 特別地域振興官 岩下 啓希)		
施策目標の概要及び達成すべき目標		我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島等について、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図るとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫ある自立的発展を図ることで、居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図る					施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		政策評価実施予定時期	平成27年7月	
業績指標等		初期値		実績値					評価結果		業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
		目標値設定年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	目標値	目標年度				
163	離島等の総人口 ①離島地域の総人口	平成22年度	402,333人	394,653人	395,443人	集計中	集計中	353千人以上	平成27年度	著しい人口高齢化、少子化、自然的・地理的条件不利下にあり厳しい状況に置かれている同地域の振興を図ることにより、これまでの人口の減少率悪化傾向を抑制するべく、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口を指標として用いることとし、目標値以上の人口(住民基本台帳ベースの人口)となることを目標とした。 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口(住民基本台帳ベース)の平成20年度末～22年度末にかけての3ヶ年の平均増減率を、22年度末人口に乗ずることにより23年度末値を推計。以後、同様に、増減率を乗ずることにより翌々年度以降の人口を推計し、目標年度の27年度末人口を推計。同方法による推計人口は、離島地域におけるこれまでのトレンドを踏襲したものであり、今後は日本全体の人口減少が継続することからその影響を考慮する必要があるため、前述の方法により求めた平成27年度人口推計値に、「平成22年国勢調査」における各年人口推計値の22年～27年までの減少率を掛けることにより、最終的な下限目標値となる平成27年度末人口を定める。なお、最終目標値は、今後公表される「平成27年国勢調査」における全国人口減少率、国内全体の社会的・経済的要因、政策等を考慮して評価する。			
	離島等の総人口 ②奄美群島の総人口	平成20年度	120,869人	119,503人	118,082人	116,908人	117,280人	114千人以上	平成25年度	地理的、自然的、歴史的・社会的条件等の特殊事情による不利性を抱える奄美群島においては、振興開発により住民の生活の安定及び福祉の向上を図り自立的発展に結びつけることが必要であり、その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。 目標値の設定時期は、奄美群島振興開発施策の根拠となる奄美群島振興開発特別措置法が平成25年度末で期限切れとなることから、当該目標設定時期を平成25年度末とした。初期値については、平成20年度末の実績値を表記している。 目標値の考え方は、奄美群島における総人口の減少傾向の悪化を抑制することを目標とすることから、群島内の総人口の過去5ヶ年(平成16～20年度)の平均減少率を算出した上で、それをもとに平成25年度末人口を推計し、目標値とした。			
	離島等の総人口 ③小笠原村の総人口	平成20年度	2,417人	2,397人	2,529人	2,509人	2,493人	2.5千人以上	平成25年度	地理的、自然的、社会的、歴史的・社会的条件等の特殊事情による不利性を抱える小笠原諸島においては、振興開発により島民の生活の安定及び福祉の向上、また、自然環境の保全や文化の継承を図り自立的発展に結びつけることが必要であり、その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。 目標値の設定時期は、小笠原諸島振興開発施策の根拠となる小笠原諸島振興開発特別措置法の期限である平成25年度末とする。 法第4条の規定により定められた小笠原諸島振興開発計画に定められている目標人口(短期滞在者を除く)2,500人を目指値とする。			
達成手段(開始年度)		予算額計(執行額)			26年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要		関連する業績指標等番号	達成手段の目標(26年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
26年度行政事業レビュー事業番号		23年度(百万円)	24年度(百万円)	25年度(百万円)									
(1) 離島振興に必要な経費	383	50 (49)	553 (228)	1,283	1,189	離島の個性や自主性を生かし、国民の価値観の多様化に対応した今後の離島振興の方針のあり方について、様々な角度から検討を行う。また、離島における地域活性化を推進し、定住の促進を図るため、平成25年度より離島活性化交付金を創設し、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援する。		163	事業の件数 離島地域の総人口				
(2) 離島振興事業(公共事業) (昭和28年度)	384	34,916 (41,342)	54,604 (31,025)	46,064	44,442	離島振興計画の着実な推進を図るため、地域の要望を十分に踏まえつつ、離島における「交通基盤」、「産業基盤」、「生活環境」、「国土保全・防災対策」の重点的な整備を実施する。		163	各省の所管部局において、個別の事業単位毎に活動指標を設定 離島地域の総人口				
(3) 離島振興事業 (東日本大震災関連) (平成23年度)	385	1,741 (32)	1,777 (2,631)	732	216	離島振興法に基づく離島振興対策実施地域において、「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、全国定期に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等に資する施設等を整備することで、災害に強く安全・安心な離島づくりを推進し、離島の自立的発展を図る。		163	各省の所管部局において、個別の事業単位毎に活動指標を設定 離島地域の総人口				

(4) 奄美群島振興開発事業 (昭和29年)	386	20,218 (20,184)	16,406 (16,198)	26,727	25,302	地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える奄美群島において、奄美群島振興開発特別措置法に基づき、奄美群島の自立的発展を図るため、鹿児島県が策定している振興開発計画に基づいた事業の実施に要する経費の一部補助等を実施	163	・各省の所管部局において、個別の事業単位毎に活動指標を設定 ・事業実施箇所 奄美群島の総人口	
(5) 奄美群島の工業用機械等に係る割増償却制度(所得税・法人税) (平成10年度)	—	— —	— —	—	—	奄美群島において、事業者が製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供する設備等を取等した場合、5年間割増償却ができる	163	適用件数	
(6) 小笠原諸島振興開発事業 (昭和44年度)	387	1,250 (1,204)	2,285 (2,206)	1,971	1,114	地理的、自然的、社会的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える小笠原諸島において、小笠原諸島振興開発特別措置法に基づき、小笠原群島の振興開発を図るため、東京都が策定している振興開発計画に基づいた事業の実施に要する経費の一部補助等を実施。	163	事業の件数 小笠原村の総人口	
施策の予算額・執行額		77,151 (57,918)	100,247 (49,038)	122,111	69,050	施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)	経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～(平成26年6月24日閣議決定)「過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展にも留意しつつ、基幹集落を中心としたネットワーク化を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、集落の活性化を図る。また、地域資源や特性を活かした創意工夫ある取組を支援する。」		